



高橋 和雄 様

鎌倉市廃棄物減量化等推進員を委嘱します
期間は令和5年（2023年）5月8日から、
令和6年（2024年）3月31日までとします

令和5年（2023年）5月12日

鎌倉市長 松 尾 崇



鎌倉市廃棄物減量化等推進員証

推進員 高橋 和雄

委嘱期間

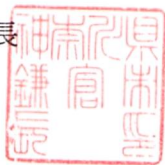
令和5年(2023年)5月8日 から

令和6年(2024年)3月31日 まで

上記の者は、廃棄物減量化等推進委員であることを証明する。

令和5年(2023年)5月12日

鎌倉市長



鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例（抄）

（廃棄物減量化等推進員）

第13条 市長は、減量化、資源化、廃棄物の適正な処理及び生活環境の清潔の保持について熱意と識見のある者のうちから、廃棄物減量化等推進員を委嘱する。

鎌倉市廃棄物減量化等推進員設置要綱（抄）

（活動）

第4条 条例第13条第2項に規定する推進員の活動は、次のとおりとする。

- (1) ごみの減量、資源化の促進及び指導に関すること。
- (2) ごみの適正排出に関すること。
- (3) ごみの不法投棄防止に関すること。
- (4) 市と地域の間連絡調整に関すること。
- (5) 会議等の出席に関すること。
- (6) その他市長が必要と認めた事項。